

○国立大学法人筑波技術大学編入学及び転入学に関する規程

〔平成23年3月30日〕
規程第17号

最終改正 令和7年3月28日規程第34号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学学則(平成22年学則第1号。以下「学則」という。)

第16条第5項に規定する編入学並びに転入学の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(編入学及び転入学の実施)

第2条 編入学は、原則として第3年次又は第2年次とし、該当する学科・専攻において教育上支障がないと認められる場合に限り実施することができる。

2 転入学は、該当する学科・専攻において教育上支障がないと認められる場合に限り実施することができる。

(編入学及び転入学の時期)

第3条 編入学の時期は、学年の始めとする。

2 転入学の時期は、学期の始めとする。

(編入学及び転入学の入学資格)

第4条 編入学することができる者は、学則第12条に規定する本学への入学資格に該当する聴覚又は視覚に障害がある者で、学則第16条第1項に規定するものとする。

2 前項に該当するもののうち、保健学科鍼灸学専攻又は保健学科理学療法学専攻の第3年次編入学においては、次に該当するものとする。

(1) 保健学科鍼灸学専攻

修業年限が3年の短期大学、専修学校の専門課程(文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)又は特別支援学校の高等部専攻科のあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師関係の学科等を卒業または修了した者で、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の3種の免許を取得したもの

(2) 保健学科理学療法学専攻

修業年限が3年の短期大学、専修学校の専門課程(文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)又は特別支援学校の高等部専攻科の理学療法関係学科等を卒業又は修了した者で、理学療法士免許を取得したもの

3 転入学することができる者は、学則第12条に規定する本学への入学資格に該当する聴覚又は視覚に障害がある者で、学則第16条第2項に規定するものとする。

4 前項に該当するもののうち、保健学科鍼灸学専攻又は保健学科理学療法学専攻においては、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 保健学科鍼灸学専攻

他の大学において、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師関係学科に在籍している者

(2) 保健学科理学療法学専攻

他の大学において、理学療法関係学科に在籍している者

(編入学又は転入学の出願に係る書類)

第5条 編入学又は転入学を志願する者(以下「志願者」という。)は、次の各号に掲げる書類を添えて、学長に願い出るものとする。

(1) 編入学願書又は転入学願書

(2) 検定料振込済証明書

(3) 聴覚障害に関する診断書(様式指定、産業技術学部及び共生社会創成学部共生社会創成学科(聴覚障害コース)への志願者に限る。)

(4) 視覚障害に関する診断書(様式指定、保健科学部及び共生社会創成学部共生社会創成学科(視覚障害コース)への志願者に限る。)

- (5) 成績証明書（出身学校長が作成したもの）
- (6) その他学科・専攻において選考上必要とするもの
（出願の受理）

第6条 前条の出願書類等に不備がなく、国立大学法人筑波技術大学学部入学資格審査規程（平成23年規程第15号）に基づき、第4条の編入学又は転入学の入学資格に該当すると認められたものについては、出願を受理する。

（検定料）

第7条 志願者は、前条の出願に当たっては、国立大学法人筑波技術大学における授業料その他の費用に関する規程（平成17年規程第66号）第2条別表1に定める額の検定料を納付しなければならない。

（選考方法等）

第8条 志願者の選考は、書類審査、学力試験、面接その他の学部の定める方法により行うものとし、その結果を総合して、判定するものとする。

2 入学者選抜に関しては、国立大学法人筑波技術大学学部入学者選抜等に関する規程（平成23年規程第16号）第2条第2項に準ずる。

（単位の認定）

第9条 学部長が編入学又は転入学をした者（以下「編入学生等」という。）の既に履修した授業科目等の取扱いを決定する場合は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる基準に基づき、これを行うものとする。

（1）教育課程及び履修方法等

編入学生等については、入学時に提出された成績証明書等に基づき、その本人の学習状況に応じ、既に修得した単位の認定を行い、本学の卒業認定に必要な教養教育系科目及び専門教育系科目につき、その不足分について個別の履修計画を作成して、これに従い履修するものとする。

（2）履修した授業科目及び修得単位の認定

単位の認定については、「国立大学法人筑波技術大学学部学生その他大学等における学修による単位等及び入学前の既修得単位等の認定に関する規程」（平成23年規程第20号。）第4条から第6条によるものとする。なお、産業技術学部においては、別途定める「国立大学法人筑波技術大学産業技術学部編入学生の既修得単位等の認定に係る申合せ」により、認定を行う。

（修業年限）

第10条 編入学生等の修業年限は、学則第6条に規定する年数から当該者の属する年次の在学者に係る在学年数を控除した年数とする。

（在学年限）

第11条 編入学生等の在学年限は、学則第7条に規定する年数から当該者の属する年次の在学者に係る在学年数を控除した年数とする。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波技術大学編入学規程（平成19年3月16日規程第6号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成27年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月13日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。